

○狭山市立地域スポーツ施設管理規則

平成 5 年 3 月 3 0 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、狭山市立地域スポーツ施設条例（平成 4 年条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 2 1 条の規定に基づき、狭山市立地域スポーツ施設（以下「地域スポーツ施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 1 9 年教委規則 8 号〕)

第 2 条 削除

(〔平成 1 9 年教委規則 5 号〕)

第 3 条及び第 3 条の 2 削除

(〔平成 1 9 年教委規則 1 0 号〕)

(利用の調整等)

第 4 条 狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域スポーツ施設の施設の有効利用を図るため、団体及び個人による利用を調整し、並びに団体と認める定員その他の基準を定めることができる。

(利用の許可手続)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による利用の許可を受けようとする者は、様式第 1 号の許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市内団体（スポーツ・レクリエーション活動のため地域スポーツ施設の施設を利用する市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者が 2 分の 1 以上を占める団体で、教育委員会が適当と認めたものをいう。）が利用する場合

利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の属する月の 2 月前の月の初日から利用開始日の前日まで

(2) 市外団体（市内団体以外の団体をいう。）が利用する場合

利用開始日の属する月の 1 月前の月の初日から利用開始日の前日まで

(3) 許可に係る事項を変更する場合

利用開始日の7日前まで。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、初めて許可申請書を提出しようとする団体に係る申請期限は、利用開始日の10日前までとする。

4 条例第9条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の許可書を交付して行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、個人が利用の許可を受けようとする場合は、利用しようとする日に口頭により申請し、様式第3号又は様式第4号の利用券の交付を受けなければならない。この場合においては、当該利用券の交付をもって利用の許可に代えるものとする。

(一部改正〔平成12年教委規則4号・17年4号・19年10号〕)

(特別な設備等の承認)

第6条 条例第9条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該許可に係る施設等に特別な設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料の納期)

第7条 条例第16条に規定する使用料は、第5条第4項の許可書又は同条第5項の利用券の交付のときに納付しなければならない。

(使用料の減免手続)

第8条 条例第18条の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、様式第5号の使用料減額・免除申請書（以下「減免申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるものについては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の減免申請書が提出されたときは、減免についてその適否を決定し、様式第5号の使用料減額・免除決定書を当該申請をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成12年教委規則4号・19年8号〕)

(遵守事項)

第9条 地域スポーツ施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に施設等を利用しないこと。

(2) 許可又は承認を受けていない施設並びに設備及び物品を利用しないこと。

(3) 他の利用者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第10条 地域スポーツ施設において、物品の販売、募金その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(施設の立入り)

第11条 教育委員会は、地域スポーツ施設の維持管理のために、利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に地域スポーツ施設の管理を行わせる場合における第4条、第5条第1項及び第2項ただし書、第6条、第8条、第10条ただし書並びに第11条の規定の適用については、これらの規定（第4条の規定を除く。）中「教育委員会」とあり、及び第4条中「狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）、様式第1号（1）、様式第1号（2）、様式第2号（1）から様式第3号までの規定及び様式第5号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号（1）から様式第2号（3）までの規定及び様式第5号中「狭山市教育委員会」とあり、並びに様式第3号及び様式第4号中「狭山市」とあるのは「狭山市立地域スポーツ施設指定管理者」とする。

(追加〔平成19年教委規則8号〕)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、地域スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成19年教委規則8号〕)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日教委規則第13号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日教委規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日教委規則第 1 号抄）

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日教委規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 2 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第 1 号から様式第 3 号までの規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 29 日教委規則第 16 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 27 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 6 日教委規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 狭山市立地域スポーツ施設条例（平成 4 年条例第 24 号）第 20 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市立地域スポーツ施設の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市立地域スポーツ施設管理規則の規定により、教育委員会がした承認その他の行為（この規則の施行の日以後の利用に係るものに限る。）については、改正後の狭山市立地域スポーツ施設管理規則の相当規定に基づいて指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

附 則（平成 19 年 12 月 21 日教委規則第 10 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(1) (第 5 条関係)

地域スポーツ施設 (体育館) 利用許可申請書

予約番号

年 月 日

(あて先) 狭山市教育委員会

申請者	団体名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	

次のとおり利用したいので申請します。

利 用 日	利 用 時 間	利 用 施 設	基本使用料	割 増 料	減 額 料	計

利 用 日	利 用 時 間	附属設備及び備品の名称等	単 位	数 量	単 価	使用料

料金合計	円
------	---

利 用 目 的		予 約 内 容	
利用予定人数	一般 名 (市内: 名 市外: 名) 高校生以下 名 (市内: 名 市外: 名)		
利用責任者 氏名・住所・ 電話	氏名 住所 電話		
備 考			

様式第 1 号(2) (第 5 条関係)

地域スポーツ施設 (体育館) 利用変更許可申請書

予約番号

年 月 日

(あて先) 狭山市教育委員会

申請者	団体名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	

次のとおり利用変更をしたいので申請します。

利 用 日	利 用 時 間	利 用 施 設	基本使用料	割 増 料	減 額 料	計

利 用 日	利 用 時 間	附属設備及び備品の名称等	単 位	数 量	単 価	使用料

料金合計	円
------	---

利 用 目 的		予 約 内 容	
利用予定人数	一般 名 (市内: 名 市外: 名) 高校生以下 名 (市内: 名 市外: 名)		
利用責任者 氏名・住所・ 電話	氏名 住所	電話	
備 考			

変更後の使用料	円
既 納 使 用 料	円
納付すべき使用料	円

様式第 1 号(3) (第 5 条関係)

地域スポーツ施設 (プール) 利 用 許 可 申 請 書
利用変更

予約番号
年 月 日

(あて先) 狭山市教育委員会

申 請 者	団 体 名	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	

次のとおり利用 (利用変更) したいので申請します。

利 用 日	年 月 日			
利 用 人 数	人	内 訳	一 般	人
			中学生、高校生	人
			小 学 生 以 下	人
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	電 話			
備 考				

(注) プールの利用は、利用年月日の日付で 1 回限り有効です。

様式第2号(1) (第5条関係)

地域スポーツ施設（体育館）利用許可書（兼領収書）

予約番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

狭山市教育委員会 図

次のとおり利用を許可します。

利用日	利用時間	利用施設	基本使用料	割増料	減額料	計

利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称等	単位	数量	単価	使用料

料金合計	円
------	---

利用目的	予約内容	
利用予定人数	一般名（市内：名 市外：名）高校生以下 名（市内：名 市外：名）	
利用責任者 氏名・住所・ 電話	氏名 住所 電話	
備考		

(注) この許可書は、利用当日体育館の窓口に提示し、退館するまで携帯してください。

様式第2号(2) (第5条関係)

地域スポーツ施設（体育館）利用変更許可書（兼領収書）

予約番号

年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

狭山市教育委員会 図

次のとおり利用変更を許可します。

利用日	利用時間	利用施設	基本使用料	割増料	減額料	計

利用日	利用時間	附属設備及び備品の名称等	単位	数量	単価	使用料

料金合計	円
------	---

利用目的			予約内容	
利用予定人数	一般名（市内：名 市外：名）高校生以下 名（市内：名 市外：名）			
利用責任者 氏名・住所・ 電話	氏名 住所		電話	
備考				

変更後の使用料	円
既納使用料	円
納付すべき使用料	円

（注）この許可書は、利用当日体育館の窓口に
提示し、退館するまで携帯してください。

様式第2号(3) (第5条関係)

地域スポーツ施設（プール）利用許可書（兼領収書）
利用変更

予約番号
年 月 日

申請者	団体名	
	氏名	
	住所	
	電話	

狭山市教育委員会

次のとおり利用（利用変更）を許可します。

利 用 日	年 月 日			
利 用 人 数	人	内 訳	一 般	人
			中学生、高校生	人
			小 学 生 以 下	人
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	電 話			
備 考				

使用料

区 分		30人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上
内 訳	一 般	270円× 人＝	240円× 人＝	210円× 人＝
	中学生、高校生	180円× 人＝	160円× 人＝	140円× 人＝
	小学生以下	90円× 人＝	80円× 人＝	70円× 人＝
使 用 料		円		

(注) プールの利用は、利用年月日の日付で1回限り有効です。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表）

No.			No.		
狭山市立狭山台体育館個人利用券			狭山市立狭山台体育館個人利用券 （兼 領 収 書）		
利 用 日	年 月 日	使用料額	利 用 日	年 月 日	使用料額
利用施設			利用施設		
利用設備等			利用設備等		
利 用 者	一般 人	合計 円	利 用 者	一般 人	合計 円
	歳以下 人			歳以下 人	
終了時間	前 午 後	時 分	終了時間	前 午 後	時 分
狭 山 市			狭 山 市		

（裏）

注 意 1 入場者心得及び係員の指示に従ってください。 2 施設利用後は、清掃をしてください。 3 利用した備品類は、係員に返納してください。 4 喫煙は、所定の場所で行ってください。	
--	--

様式第 4 号（第 5 条関係）

No. 狭山市立狭山台プール 利 用 券 （ 控 ） ¥100 小学生以下 狭 山 市	狭山市立狭山台プール利用券 ¥100 小学生以下 この券は、当日 1 人 1 回限り有効です。 狭 山 市
---	--

No. 狭山市立狭山台プール 利 用 券 （ 控 ） ¥200 中学生 高校生 狭 山 市	狭山市立狭山台プール利用券 ¥200 中学生、高校生 この券は、当日 1 人 1 回限り有効です。 狭 山 市
--	--

No. 狭山市立狭山台プール 利 用 券 （ 控 ） ¥300 一 般 狭 山 市	狭山市立狭山台プール利用券 ¥300 一 般 この券は、当日 1 人 1 回限り有効です。 狭 山 市
---	--

表紙

No.	狭山市立狭山台プール利用回数券
¥1,000	小学生以下 11回分
	狭 山 市

綴り

No.	狭山市立狭山台プール 利用回数券（控）
¥100	小学生以下
狭 山 市	

狭山市立狭山台プール利用回数券
¥100 小学生以下
この券は、当日1人1回限り有効です。
狭 山 市

表紙

No.	狭山市立狭山台プール利用回数券
¥2,000	中学生、高校生 11回分
	狭 山 市

綴り

No.	狭山市立狭山台プール 利用回数券（控）
¥200	中学生 高校生
狭 山 市	

狭山市立狭山台プール利用回数券
¥200 中学生、高校生
この券は、当日1人1回限り有効です。
狭 山 市

表紙

No.	狭山市立狭山台プール利用回数券		
	¥3,000	一 般	11回分
		狭	山 市

綴り

No. 狭山市立狭山台プール 利用回数券（控） ¥300 一 般 狭 山 市	<table><tr><td colspan="2">狭山市立狭山台プール利用回数券</td></tr><tr><td>¥300</td><td>一 般</td></tr></table> この券は、当日1人1回限り有効です。 狭 山 市	狭山市立狭山台プール利用回数券		¥300	一 般
狭山市立狭山台プール利用回数券					
¥300	一 般				

様式第 5 号（第 8 条関係）

狭山市立地域スポーツ施設使用料減額・免除申請書

年 月 日

（あて先）狭山市教育委員会

団体名

申請者 氏 名

住 所

電 話

狭山市立地域スポーツ施設の使用料の減額・免除を受けたいので、狭山市立地域スポーツ施設管理規則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用期間・日時等
- 2 使用料の減額又は免除を要する理由
- 3 その他

狭山市立地域スポーツ施設使用料減額・免除決定書

第 号

年 月 日

様

狭山市教育委員会 印

上記の申請については、狭山市立地域スポーツ施設管理規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり決定します。

決定内容

- ・要件に該当しないため、申請を却下します。
- ・100分の（ ）の割合で、使用料を減額・免除します。

様式第 1 号(1) (第 5 条関係)

(全部改正〔平成 12 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 4 号・16 号〕)

様式第 1 号(2) (第 5 条関係)

(全部改正〔平成 12 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 4 号・16 号〕)

様式第 1 号(3) (第 5 条関係)

(追加〔平成 17 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 16 号〕)

様式第 2 号(1) (第 5 条関係)

(全部改正〔平成 12 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 4 号〕)

様式第 2 号(2) (第 5 条関係)

(全部改正〔平成 12 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 4 号〕)

様式第 2 号(3) (第 5 条関係)

(追加〔平成 17 年教委規則 4 号〕)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(一部改正〔平成 17 年教委規則 4 号〕)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(全部改正〔平成 12 年教委規則 4 号〕、一部改正〔平成 17 年教委規則 16 号〕)